

# 京都薬科大学学則

## 第1章 総則

第1条 本学は教育基本法および学校教育法の規定に従い、薬学に関する理論および応用を教授し、医療、福祉および環境衛生の向上に寄与するとともに社会の文化と平和に貢献しうる有用な人材を養成することを目的とする。

第2条 本学は、その教育研究水準の向上および活性化を図り、本学の目的ならびに社会的使命を達成するため、自己点検および評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検、評価等に関する事項は、別に定める。

3 本学は、第1項の点検および評価の結果について、本学の職員以外の者による検証を行う。

第2条の2 本学は、本学における教育研究活動等の状況について、刊行物への掲載その他広く周知を図ることができる方法によって、積極的に情報を提供するものとする。

第3条 本学に薬学部および大学院を置く。

2 薬学部に薬学科を置く。薬学科の入学定員および収容定員は、次のとおりとする。

	入学定員	収容定員
薬学科	360名	2,160名

3 大学院の学則は、別に定める。

第4条 本学の修業年限は、6年とする。

第5条 本学に6年以上在学し、所定の単位を修得した者に学士（薬学）の学位を授与する。

第6条 学士の学位を授与された者は、学位簿に登録する。

## 第2章 職員および教授会

第7条 本学に学長を置く。学長は、本学を統督し本学を代表する。

第8条 本学に教授、准教授、講師、助教、助手およびその他必要な職員（以下「教職員」という。）を置く。

2 学長は、必要に応じて副学長を置くことができる。副学長は、学長を補佐する。

3 副学長に関する必要な事項は、別に定める。

4 教職員に関する必要な事項は、別に定める。

第9条 本学に教授会を置く。

2 教授会は、学長および教授をもって組織する。

3 学長は、必要があると認めるときは、教授以外の職員を出席させることができる。

4 学長は、教授会を招集し、その議長となる。

第9条の2 教授会の円滑な運営に寄与するため、本学に幹事会を置く。

2 幹事会に関する規程は別に定める。

第10条 教授会は、次の事項を審議する。

- (1) 学則その他諸規程に関すること。
- (2) 教育課程に関すること。
- (3) 学生の入学、休学、退学等に関すること。
- (4) 学生の進級、卒業および学士の学位授与に関すること。
- (5) 学生の指導および賞罰に関すること。
- (6) 研究に関すること。
- (7) 教育職員の人事に関すること。
- (8) その他重要な事項に関すること。

### 第3章 学年、学期および休業

第11条 学年は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第12条 学年を分けて前期および後期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 学長は、前期・後期の授業日数を調整するため、前期の終期及び後期の始期を変更することができる。

第13条 休業日は、次のとおりとする。

(1) 土曜日

(2) 日曜日

(3) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(4) 創立記念日 4月15日

(5) 春季休業、夏季休業および冬季休業については、教授会の議を経て学長が別に定める。

2 学長は、必要があると認めるときは、前項の休業日を変更し、若しくは臨時に休業日を定め、または休業日に授業を課することができる。

### 第4章 入学、転学、休学、退学、復学および再入学

第14条 本学に入学できる者は、次の資格をもつ者とする。

(1) 高等学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者、または通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者、またはこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(5) 文部科学大臣の指定した者

(6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規定による大学入学資格検定に合格した者を含む）

(7) その他本学において、相当の年令に達し高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

第15条 入学の時期は、学年の始めとする。

第16条 入学志願者は、指定期日までに、所定の書類に入学検定料を添えて願出しなければならない。

2 入学志願期日、選抜試験の方法および期日は、その都度定める。

第17条 入学の許可は、高等学校卒業の程度につき選抜試験および健康診断を行い、その結果により、これを決定する。

第18条 入学者または転入学者は、所定の方式により、宣誓を行い保証人連署の誓約書を提出しなければならない。

2 所定の宣誓をなさずまたは誓約書を差出さない者は、入学の許可を取消す。

第19条 他の大学より本学に、または本学より他の大学に、転学を希望する者は、所定の手続をとらなければならない。

2 転学に関する手続は、別に定める。

第20条 本学への転入学は、欠員のある場合に限り、教授会の議を経て授業科目の履修および在学年数を決定し、これを許可することができる。

2 前項の規定により入学を許可された者の入学年次および在学期間の通算等の取り扱い教授会において決定する。

第21条 学生の在学期間は、11年を越えることができない。

- 2 第1年次から第2年次までの在学期間は、4年を越えることはできない。
- 3 第3年次から第4年次までの在学期間は、4年を越えることはできない。
- 4 転入学者は、最短修業年限の2倍を越えて在学することはできない。

第22条 病気その他の事由により3月以上修学を中止しようとする者は、保証人連署の休学許可願を提出し、学長の許可を受けなければならない。ただし、修学が不相当と認められる者に対しては、学長は休学を命ずることができる。

- 2 前項の休学期間は、2年度にまたがることはできない。ただし、特別の事由がある場合は、次年度に限り引き続き休学することができる。
- 3 休学は、通算4年を越えることができない。
- 4 休学期間は、在学期間に算入しない。

第22条の2 学生が復学しようとするときは、保証人連署の復学許可願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

- 2 休学者の復学は、学期の始めよりとする。

第23条 学生が退学しようとするときは、保証人連署の退学許可願を提出し、学長の許可を受けなければならない。

第24条 次の各号の一に該当するものは退学させる。

- (1) 学費の納付金を滞納し、督促を受けても所定の期日までに納付しない者
- (2) 第21条に規定する在学期間を越えた者
- (3) 休学者で休学期間満了前までに復学を願い出ない者
- (4) 休学期間が通算して4年を越えた者

第25条 退学した者が、保証人連署をもって再入学を願い出たときは、教授会の議を経てこれを許可することがある。

- 2 再入学は、退学前に在学した学年以下とし、その修学は、学年の始めとする。
- 3 再入学を許可された者の退学まで在学していた期間は、再入学後の在学期間に算入する。

## 第5章 授業科目および単位の計算方法

第26条 授業科目は、ヒューマニズム、イントロダクション、人と文化、基礎演習科目、専門基礎科目、外国語科目、体育科目および薬学専門教育科目に分け、これを6学年に配分して教授する。

第27条 授業科目および単位数は、別表第1のとおりとする。ただし、教授会の議を経て、一部変更することがある。

第28条 各授業科目に対する単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- (1) 講義および演習については、20時間の授業をもって1単位とする。  
ただし、授業科目によっては、15時間をもって1単位とすることがある。
- (2) 実習および実技については、30時間から45時間の授業をもって1単位とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、総合薬学研究、総合薬学演習等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定める。

第29条 各授業科目の授業は、15週にわたる期間を単位として行うものとする。

ただし、教育上特別の必要があると認められる場合は、これらの期間より短い特定の期間において授業を行うことができる。

第30条 授業は、講義および実習、演習ならびに実技によって行うほか、随時特別講義および見学を行うことがある。

第30条の2 本学は、本学の授業の内容および方法の改善を図るための組織的な研修および研究を実施する。

## 第6章 履修方法および授業科目修了認定

第31条 授業科目の履修は、必修科目および選択科目に分けて行う。

2 前項のほか、卒業の認定に加えない自由科目をおくことができる。

第32条 6学年を通じて修得しなければならない最少単位数は、次のとおりとする。

	必修科目	選択科目	合計
ヒューマニズム	4.5	—	4.5
イントロダクション	3.0	—	3.0
人と文化	3.0	6.0	9.0
基礎演習科目	1.5	—	1.5
専門基礎科目	16.0	—	16.0
外国語科目	15.0	3.0	18.0
体育科目	2.5	—	2.5
薬学専門教育科目	122.0	12.5	134.5
合計	167.5	21.5	189.0

第33条 学生は、学期始め毎にその学期中選択履修する授業科目を選定し、届け出なければならない。

第34条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

ただし、第28条第1項第2号および第28条第2項の授業科目については、学修の成果を評価して単位を与えることができる。

第35条 試験の成績は、100点を満点とし、80点以上を優、79点より70点を良、69点より60点を可、59点以下を不可とする。優良可を合格とし、不可を不合格とする。

第36条 第32条から前条までに規定するもののほか、履修の方法に関する規程は別に定める。

第37条 復学、再入学又は転入学を許可された者の復学前、再入学前又は転入学前に履修した授業科目について修得した単位を、本学における授業科目の履修により修得したものと認定することについては、教授会の議を経て決定する。

2 他の大学又は短期大学を卒業又は退学し、本学の1年次に入学した者の既修得単位は、合計30単位を超えない範囲で、教授会の議を経て認定することができる。ただし、単位認定と関連して修業年限の短縮は行わない。

第38条 本学は、教育上有益と認めるときは、他の大学又は短期大学との協定に基づき、学生が他の大学又は短期大学において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本学における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 単位互換の実施に関する規程は別に定める。

第39条 本学は、教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該大学における授業科目の履修とみなし、別に定めるところにより単位を与えることができる。

2 前項により与えることができる単位数は、前条第1項により本学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第40条 本学に6年以上在学し、第32条に定める単位を修得した者を卒業と認定し、学士（薬学）の学位を授与する。

2 前項の規定に該当する者には、卒業証書・学位記を授与する。

3 学位の授与に関し必要な事項は別に定める。

## 第7章 入学検定料および学費

第41条 入学検定料および学費の納付金は、別表2のとおりとする。

2 入学検定料は出願時に、入学金は入学手続き時に納付しなければならない。

3 授業料は、前期・後期の2期に分けて下記の納入期限までにそれぞれ納付しなければならない。ただし、全納する場合は前期納入期限までに納付すること。

前期 4月30日

後期 10月31日

4 新入生については、前期分を入学手続き時に納付しなければならない。

5 総合薬学研究費および総合薬学演習費については、納入期限までに納付しなければならない。

第42条 授業料および総合薬学研究費等の納付を怠り、督促を受けても所定の期日までに納入しない者は、受講、受験ならびに証明書の発行を停止される。

第43条 休学者の授業料は免除する。ただし、休学期間中は別表2に定める在籍料を納めなければならない。なお、在籍料及び授業料の納付に関しては別に定める。

2 当該学期の途中で退学する場合も、その学期の授業料を納めなければならない。

## 第8章 科目等履修生、外国人留学生および研修員

第44条 第14条に規定する者で、授業科目の一部について履修を願い出る者があるときは、選考の上、教授会の議を経て科目等履修生として入学を許可することがある。

第45条 第14条に定める資格をもつ外国人で入学を願い出る者は、本邦所在の外国公館の証明あるものに限り選考のうえ、教授会の議を経て外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生は一般学生とともに授業を受けるものとし本学則を準用する。

3 外国人留学生は、定員外とする。

第46条 本学において指導教員の指導のもとに特定の事項について研修を希望する者があるときは、教授会の議を経て研修員として入学を許可することがある。

第47条 科目等履修生および研修員に関する規程は別に定める。

## 第9章 公開講座、講習会

第48条 本学は、随時公開講座を設けることがある。

第49条 薬剤師の人格向上、学術技能の水準を高めるため講習会等を設けることがある。

第50条 公開講座、講習会の様式、方法等は、その都度定める。

## 第10章 賞 罰

第51条 品行方正、学力優秀な者または奇特の行為のあった者は、これを表彰する。

第52条 本学の学則または諸規定にそむき学生の義務を怠り本分にもとると認められた者は、学生懲戒委員会の議を経て、学長これを懲戒する。なお、学生懲戒委員会に関する規程は別に定める。

懲戒は譴責、停学および退学とする。

退学は、次の各号に該当する者に対して行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 正当な理由がなくて出席常でない者

(3) 大学の秩序を乱し、その他学生の本分に反した者

第53条 停学3月以上に亘る時は、その期間を在学期間に算入しない。

## 第11章 奨学金制度

第54条 本学に奨学金制度を設け、学術の研究を奨励し、あるいは学資の支弁困難な者を援助する

ため、奨学金の給費または貸費を行うことがある。

2 奨学金に関する規程は別に定める。

## 第12章 学生に関する事項

第55条 学生は入学の際、署名宣誓を行い、本学教育方針に従い諸規則を守る義務がある。

第56条 学生は入学の際、確実な保証人を定め届出なければならない。保証人は、成年の者で一家をなし学生の一身上に関し確実に保証の責任を負う者でなければならない。

第57条 学生は入学の際、必ず学生証の交付を受け、常にこれを携帯しなければならない。

2 学生証を携帯しなければ受講、受験ならびに図書館の入場を拒否されることがある。

第58条 学生は、定期的に健康診断を受けなければならない。

第59条 学生が他校の入学試験を受けようとする場合は、必ず学長の許可を受けなければならない。

## 第13章 附属施設

第60条 本学は、薬学の教育研究に必要な施設として、次の附属施設を置く。

図書館

薬用植物園

放射性同位元素研究センター

動物研究センター

創薬科学フロンティア研究センター

教育研究総合センター

共同利用機器センター

2 前項に関する規程は別に定める。

第61条 この学則の施行に関し、必要な事項は別に定める。

### 附 則

本学則は、昭和24年4月1日から施行する。

(中 略)

### 附 則

1 この学則(一部改正)は、平成15年4月1日から施行する。

2 平成15年度2年次生に対する第27条の適用については、同条中「別表第1」を「別表第1-2」とする。

3 平成15年度3年次生に対する第27条の適用については、同条中「別表第1」を「別表第1-3」とする。

4 平成15年度4年次生に対する第27条の適用については、同条中「別表第1」を「別表第1-4」とする。

### 附 則

1 この学則(一部改正)は平成15年4月17日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

ただし、第8条については平成15年5月1日から適用する。

2 平成14年度以前の入学生については、なお、従前の例による。

### 附 則

1 この学則(一部改正)は平成16年4月1日から適用する。

2 平成15年度以前の入学生については、なお、従前の例による。

### 附 則

1 この学則(一部改正)は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年度2年次生に対する第27条の適用については、同条中「別表第1」を「別表第1-2」とする。

3 平成16年度3年次生に対する第27条の適用については、同条中「別表第1」を「別表第1-3」とする。

4 平成 16 年度 4 年次生に対する第27条の適用については、同条中「別表第 1」を「別表第 1-4」とする。

5 平成15年度以前の入学生については、なお、従前の例による。

附 則

1 この学則（一部改正）は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 17 年度 2 年次生に対する第27条の適用については、同条中「別表第 1」を「別表第 1-2」とする。

3 平成 17 年度 3 年次生に対する第27条の適用については、同条中「別表第 1」を「別表第 1-3」とする。

4 平成 17 年度 4 年次生に対する第27条の適用については、同条中「別表第 1」を「別表第 1-4」とする。

5 平成 15 年度以前の入学生については、なお、従前の例による。

附 則

1 この学則（一部改正）は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 17 年度以前の入学生については、なお、従前の例による。

3 平成 18 年度 2 年次生に対する第27条の適用については、同条中「別表第 1」を「別表第 1-2」とする。

4 平成 18 年度 3 年次生に対する第27条の適用については、同条中「別表第 1」を「別表第 1-3」とする。

5 平成 18 年度 4 年次生に対する第27条の適用については、同条中「別表第 1」を「別表第 1-4」とする。

附 則

この学則（一部改正）は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則（一部改正）は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 17 年度以前の入学生については、なお、従前の例による。

3 平成 19 年度 3・4 年次生に対する第27条の適用については、同条中「別表第 1」を「別表第 1-2」とする。

附 則

1 この学則（一部改正）は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 17 年度以前の入学生については、なお、従前の例による。

3 平成 20 年度 4 年次生に対する第27条の適用については、同条中「別表第 1」を「別表第 1-2」とする。

附 則

この学則（一部改正）は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

1 この学則（一部改正）は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 平成 17 年度以前の入学生については、なお、従前の例による。

附 則

この学則（一部改正）は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1

## 【必修科目】

区分	授 業 科 目	単位数
ヒューマニズム	生命の倫理	1.5
	医療の担い手としてのこころ構え	1.5
	コミュニケーションズ	1.5
イントロダクション	薬学への招待	1.5
	早期体験学習	1.5
人と文化	I T A	1.5
	I T B	1.5
基礎演習科目	基礎演習(P B Lチュートリアル)	1.5
外国語科目	英語 I A	1.5
	英語 I B	1.5
	英語 I C	1.5
	英語 I D	1.5
	英語 II A	1.5
	英語 II B	1.5
	実用薬学英語A	1.5
	実用薬学英語B	1.5
	ドイツ語 I A	1.5
	ドイツ語 I B	1.5
体育科目	体育実技	1.0
	健康科学	1.5
専門基礎科目	物理学A	1.5
	物理学B	1.5
	有機化学A	1.5
	生物学A	1.5
	生物学B	1.5
	微分学・積分学A	1.5
	微分学・積分学B	1.5
	統計学	1.5
	専門基礎演習A	1.0
	専門基礎演習B	1.0
	専門基礎演習C	1.0
	専門基礎演習D	1.0
薬学専門教育科目	有機化学B	1.5
	有機化学C	1.5
	有機化学D	1.5
	分子薬品化学A	1.5
	分子薬品化学B	1.5
	天然医薬品学A	1.5
	天然医薬品学B	1.5
	漢方医薬学A	1.5
	漢方医薬学B	1.5
	医薬開発論A	1.5
	医薬開発論B	1.5
	医薬開発論C	1.5
	物理化学A	1.5
	物理化学B	1.5
	物理化学C	1.5
	分析化学	1.5
	生命錯体化学	1.5
	機器分析学A	1.5
機器分析学B	1.5	

区分	授 業 科 目	単位数	
薬学専門教育科目	臨床分析学	1.5	
	ヒトの成り立ち	1.5	
	ヒトの機能調節A	1.5	
	ヒトの機能調節B	1.5	
	免疫学	1.5	
	微生物学	1.5	
	感染症学	1.5	
	化学療法学	1.5	
	生化学A	1.5	
	生化学B	1.5	
	生化学C	1.5	
	社会・集団と健康	1.5	
	栄養と健康	1.5	
	生活環境と健康	1.5	
	化学物質の生体への影響	1.5	
	薬理学A	1.5	
	薬理学B	1.5	
	薬理学C	1.5	
	薬理学D	1.5	
	薬物治療学A	1.5	
	薬物治療学B	1.5	
	薬物治療学C	1.5	
	薬物治療学D	1.5	
	薬物治療学E	1.5	
	薬物治療学F	1.5	
	薬物動態学A	1.5	
	薬物動態学B	1.5	
	薬剤学A	1.5	
	薬剤学B	1.5	
	薬剤学C	1.5	
	臨床情報学	1.5	
	テーラーメイド薬物治療学	1.5	
	調剤学	1.5	
	地域薬局学	1.5	
	病院薬学A	1.5	
	病院薬学B	1.5	
	薬事法規・制度	1.5	
	薬剤経済学	1.5	
	薬学専門教育科目実習等	分析化学実習	0.5
		生化学実習	1.0
微生物学実習		0.5	
物理化学実習		0.5	
機器分析学実習		0.5	
有機化学・天然医薬品学実習		1.5	
食品・環境衛生学実習		1.0	
薬理学実習		1.0	
薬剤学・薬物動態学実習		1.0	
共用試験演習		2.0	
薬学特別演習	3.0		
病院・薬局へ行く前に	4.0		
病院・薬局で学ぶ	20.0		

別表第1

## 【選択科目】

区分	授 業 科 目	単位数
人と文化	哲学的人類学	1.5
	文学	1.5
	法学	1.5
	日本国憲法	1.5
	現代社会と人権	1.5
	コミュニケーション学と談話分析	1.5
	現代の世界と日本の歩み	1.5
	地域社会の歴史と文化	1.5
	外国文学	1.5
	科学史	1.5
	医療と社会	1.5
	比較文化論	1.5
	特別講義	2.0
	外国語科目	英語ⅡC
英語ⅡD		1.5
英語ⅡE		1.5
英語ⅡF		1.5
英語ⅡG		1.5
英語ⅡH		1.5
ドイツ語ⅡA		1.5
ドイツ語ⅡB		1.5
薬学専門教育科目	先端有機化学概論	1.0
	先端創薬学概論	1.0
	先端生命分子機構学概論	1.0
	先端生物無機化学概論	1.0
	先端衛生薬学概論	1.0
	先端分子生物学概論	1.0
	先端臨床薬学概論	1.0
	先端病態科学概論	1.0
	先端薬理学概論	1.0
	先端薬物動態学概論	1.0
	先端臨床医学概論	1.0
	がん化学療法概論	1.0
	栄養管理概論	1.0
	院内感染概論	1.0
	緩和医療概論	1.0
	精神医学概論	1.0
	漢方医療概論	1.0
	臨床治験管理学概論	1.0
薬学専門教育科目実習等	総合薬学研究A	1.5
	総合薬学研究B	1.5
	総合薬学研究C	4.5
	総合薬学研究D	2.0
	総合薬学演習A	1.0
	総合薬学演習B	1.0
	総合薬学演習C	3.5
	総合薬学演習D	2.0
薬学演習 <sup>*1</sup>	2.0	

<sup>\*1</sup>薬学演習を選択できる者は、指名した者に限る。

別表2 入学検定料および学費納付金一覧

費 目 等	金 額	備 考
入 学 検 定 料	35,000	推薦入学試験、一般入学試験B方式、社会人特別選抜
	19,000	一般入学A方式・C方式
入 学 金	500,000	平成9年度以降の入学生
授 業 料	1,200,000	平成13年度から平成15年度までの入学生
	1,600,000	平成16年度の入学生
	1,700,000	平成17年度から平成20年度までの入学生
	1,800,000	平成21年度以降の入学生
在 籍 料	月額30,000	休学期間中の学生
施 設 設 備 費	400,000	平成15年度までの入学生
病院・保険薬局実習費	実費	平成11年度から平成17年度までの入学生（必須）
特 別 実 習 費	40,000	平成17年度までの入学生
セ ミ ナ ー 費	10,000	平成17年度までの入学生
総 合 薬 学 研 究 費	40,000	平成18年度から平成20年度までの入学生。 総合薬学研究A・B・C・Dの実習費
	95,000	平成21年度以降の入学生。 総合薬学研究A・B・C・Dの実習費
総 合 薬 学 演 習 費	10,000	平成18年度から平成20年度までの入学生。 総合薬学演習A・B・C・Dの演習費
	75,000	平成21年度以降の入学生。 総合薬学演習A・B・C・Dの演習費
薬 学 演 習 費	20,000	平成21年度以降の入学生。 薬学演習の選択は、指名した受講者のみ

## 附 則

- 1 この別表（一部改正）は、平成20年4月17日から施行し、平成20年4月1日から適用する。
- 2 平成21年度以降の入学生の授業料は、平成21年4月1日から適用する。
- 3 平成21年度以降の入学生の総合薬学研究費、総合薬学演習費及び薬学演習費は、平成21年4月1日から適用する。